

高知大学における学芸員養成課程の取り組み

松島 朝秀¹⁾

1) 高知大学教師教育センター

Course for prospective Museum Workers at Kochi University

MATSUSHIMA Tomohide¹⁾

1) Kochi University Research and Education Faculty, Humanities and Social Science Unit

要約

本稿は、高知大学の学芸員養成課程の取り組みを振り返り、学芸員資格取得者の動向と推移から今後の学芸員養成教育を考察する。

はじめに、平成 21 年の博物館法改正についてその内容を改めて整理し、平成 24 年度から始まった新カリキュラムの要点を述べる。新カリキュラムでは、国際的に活躍できる高度な専門性と実践力を備えた学芸員を育成するため、汎用性のある基礎的な知識を修得できる博物館に関する科目と博物館実習の質的充実が図られた。特に博物館実習に関しては、「博物館ガイドライン」が作成され実習内容の指針が明確に示された。

この指針を受け、本学は学芸員としてゼネラリストである資質と能力を養うこと、資料の保存・調査における用務に科学的思考を持って対応できる能力を養うこと、コミュニケーション能力・学習支援教育に関する能力を養うことを目標として博物館学内実習の内容について検討した。移行措置期間を経て平成 26 年度から現在まで実施してきた学内実習の内容を改めて見直し、これまでの資格取得者の動向と推移から本学における学芸員養成教育の課題を上げる。

キーワード：学芸員、博物館法、学芸員養成課程、博物館学内実習

1. はじめに

学芸員とは、博物館施設(美術館、歴史民俗資料館、産業資料館、文書館、文学館、水族館、動物園、植物園、地質館、各種記念館等)において、資料収集、展示、保存、調査研究、生涯学習、社会教育活動等の専門的活動に携わる職員の総称である。学芸員の職については、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)の第一章第四条第 3 項に定めがあり、「博物館に専門的職員として学芸員を置く」とされている。

「学芸員の資格」(博物館法第一章第五条)は、文部科学省が所管する国家資格である。資格習得にあたっては博物館法が定めるところにより、大学において所定の博物館に関する科目の単位を修得すること、または単位修得に相当すると認められる実務を経験することによって文部科学省の認定を受けることが必要である。

学芸員養成課程を開講している全国の大学は、令和 5 年 4 月現在で 291 校である。内訳は国立大学が 53 校、公立大学は 22 校、私立大学が 211 校、短期大学が 5 校である。

本学の学芸員養成課程の設置は、平成 12 年 11 月開催の第 29 回教務委員会において同プログラムを検討するプロジェクトチームの設置が承認され、平成 12 年 12 月開催の第 19 回全学教育委員会報告で「学芸員資格教育プログラムについて(案)」が提出され検討がなされた。当時、人文学部(現：人文社会科学部)、教育学部では平成 13 年度の同プログラム設置を目指し、担当者が理学部(現：理工学部)、農学部(現：農林海洋科学部)に全学的な運営組織の設置について働きかけたところ異論がなく、具体化に向けた検討を経て学芸員養成課程は平成 13 年度から始まった。

本稿は学芸員養成課程の専任教員である筆者が記するものである。

2. 博物館法の改正と新カリキュラム

学芸員の資格を定める博物館法は、昭和 26 年の博物館法制定以後、昭和 30 年、平成 8 年と平成 21 年、令和 4 年の 4 度に及ぶ施行規則の改正が行われた。

平成 8 年の改正以降、実状と齟齬する博物館の登録制度や学芸員制度の見直しなどについて協議が頻繁に開催されるようになった。特に平成 18 年 10 月に始まった「これからの博物館のあり方に関する検討協力者会議」からは、平成 19 年 9 月に「学芸員の養成に関するワーキンググループ」が発足し、平成 20 年 11 月には「学芸員資格認定の見直しに関するワーキンググループ」が発足した。

これらのワーキンググループでは、学芸員の社会的役割の向上や受皿となる博物館の在り方を見直し、資格取得者を輩出する大学に対して資格取得要件の高度化を要望する意見が多く挙げられた。

平成 19 年 6 月開催の「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」がまとめた「新しい博物館制度の在り方について」の報告書では、学芸員に求められる専門性を以下のように捉えている。

- ・ 資料及びその専門分野に必要な知識及び研究能力を有すること。
- ・ 資料に関する収集・保管・展示等の実践技術を有すること。
- ・ 資料等を介して、あるいは来館者との直接的な対話等において高いコミュニケーション能力を有し、地域課題の解決に寄与する教育活動等を展開できること。
- ・ 住民ニーズの的確な把握と住民参画の促進、これに応える事業等の企画・立案から評価、改善まで、一連の博物館活動を運営管理できる能力を備えていること。

以上から、大学における学芸員養成課程は、現在の博物館が抱える問題に対応できる学芸員の養成を目的として専門的な知識・技術を身に付けるべきであったとした。

現行の学芸員養成課程では、現代社会の変化やニーズに対応できず博物館側が求める学芸員を育成する場として機能していないとの指摘もあり、学芸員の資質向上のためには、大学において修得すべき「博物館に関する科

目」を拡充する必要があるとした。

その後、延べ 21 回の「これからの博物館のあり方に関する検討協力者会議」、12 回の「学芸員の養成に関するワーキンググループ」、4 回の「学芸員資格認定の見直しに関するワーキンググループ」の開催を経て、平成 21 年 4 月 30 日には博物館法施行規則の一部を改正する省令(文部科学省令第 22 号)が公布された。

今回の改正の焦点となったのは、「国際的に活躍できる高度な専門性と実践力を備えた学芸員」を育成するため、「汎用性のある基礎的な知識」を修得できる「博物館に関する科目」と「博物館実習」の質的充実を図ることであった。これらを反映させた結果、博物館実習を除いたすべての科目単位数がそれぞれ 2 単位となり、学芸員養成課程で必要な科目単位数は現行の 8 科目 12 単位から 9 科目 19 単位となった。

「博物館に関する科目」の改正箇所は以下の通りである。

1. 博物館情報の提供・活用の充実の観点から現行の「博物館情報論」及び「視聴覚教育メディア論」を統合し「博物館情報・メディア論」として再編
2. 博物館の教育活動の充実の観点から現行の「教育学概論」の内容を含めた「博物館教育論」を新設
3. コレクションの保護・保存の観点から「博物館資料保存論」を新設
4. コミュニケーションの充実の観点から「博物館展示論」を新設

また、「博物館実習」に関しては大学と実習施設において実習内容の質的充実を図るために「博物館実習ガイドライン」が指針として作成された。

この施行規則改正に伴い、資格既取得者に対しては各種研修等を通じて新設科目の内容を学習することが求められた。さらに、資格課程を開講している大学に対しては、学芸員として必要な専門知識と技術を身につけるための「博物館に関する科目」と「博物館学内実習」の修得を徹底するために専任の教員を配置することが強く求められた。

以上の施行規則改正を受け、本学では 2011 年に専任教員を採用し、新カリキュラムを 2012(平成 24)年度入学生から実施することとなった。

2-1. 本学における新カリキュラムの実施

平成 21 年の改正を受けた新カリキュラムの実施を検討するため、本学では平成 23 年 5 月に「新学芸員資格教

育課程認定検討ワーキンググループ」が立ち上がり、一過性であった資格教育を是正し拡充したカリキュラムを展開することが検討された。検討事項は以下の4項目である。

1. 必修科目の増加への対応
2. 博物館実習の変更への対応
3. カリキュラムの移行措置への対応
4. 届け出書類の準備と提出

本ワーキンググループは計5回開催され各事項の対応が検討された。

次に、「1. 必修科目の増加への対応」「2. 博物館実習の変更への対応」の2つの事項について記す。

2-2. 必修科目の増加への対応について

新学芸員資格教育課程認定検討ワーキンググループは、改正規則に定める必修科目を踏まえ本学独自のカリキュラムを検討した。その結果、新たな科目数及び単位数で新課程を設置することとし資格教育委員会です承された。博物館法が定める科目数と単位数と、本学が定めた科目数と単位数は以下の通りである。

博物館法定め科目数・単位数

改正前：8科目 12単位 → 改正後：9科目 19単位

本学定め科目数・単位数

改正前：8科目 15単位 → 改正後：9科目 20単位

本学の課程では、既存の「教育学概論」の2単位に「博物館教育論」の1単位を合わせて規則上の新科目である「博物館教育論」とするため、規則上の19単位よりも1単位多い合計20単位となった。

新科目である「生涯学習概論」、「教育学概論」は既存の開講科目で読替えを行い、新科目の6科目を専任教員の担当とした。「博物館経営論」及び「博物館情報・メディア論」の新科目の2科目は非常勤講師の担当とした。

「博物館経営論」は高知県内の主要博物館組織の管理職級の学芸員に依頼し、15コマの講義を3分野に分け集中講義とした。

「博物館情報・メディア論」は、高知県内の情報社会学の専門者に依頼し集中講義とした。

以上を踏まえた、本学の平成24年度以降入学生を対象とする必要な科目及び単位数を示す(表1)。

表1 本学の学芸員資格を得るために必修な科目及び単位数

区分	博物館法施行規則に定める科目	開講する授業科目	単位	最低修得単位数	履修開始年次	開設学部	
必修科目	生涯学習概論	生涯教育論	2	2	1	共通教育	
		生涯学習概論	2		2	教育学部	
	博物館概論	博物館概論	2	2	1	全学	
	博物館経営論	博物館経営論	2	2	1		
	博物館資料論	博物館資料論	2	2	1		
	博物館資料保存論	博物館資料保存論	2	2	1		
	博物館展示論	博物館展示論	2	2	1		
	博物館教育論	教育学概論 (A・B・C・D・E)		2	3	1	共通教育
			博物館教育論	1		1	全学
	博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論	2	2	1		
	博物館実習		学内実習	2	3	3	
			館園実習	1		4	
	計				20		

2-3. 博物館実習の変更への対応について

規則の改正に伴い、現行の博物館実習(館園実習)と新たに学内実習が新設され、博物館実習は館園実習1単位と学内実習2単位を合わせて3単位となった。

新学芸員資格教育課程認定検討ワーキンググループでは、本学の学内実習に関しては「学部別実習」及び「共通実習」をもって学内実習とすることが提案され、資格教育委員会です承された。共通実習は専任教員のみで実施し、学部別実習は人文社会科学部、教育学部、理工学部、農林海洋科学部の4学部の教員が博物館実習ガイドラインの内容に準じて行うこととした。

その他、学内実習の開始年度は施設や環境の整備が必要であるため移行措置期間を経て平成26年度とすること、履修年次は学内実習を3年次、館園実習は4年次とすることが了承された。また、事前指導は4年次の館園実習前に、事後指導は館園実習後に開講することとした。この概要を図1に示す。

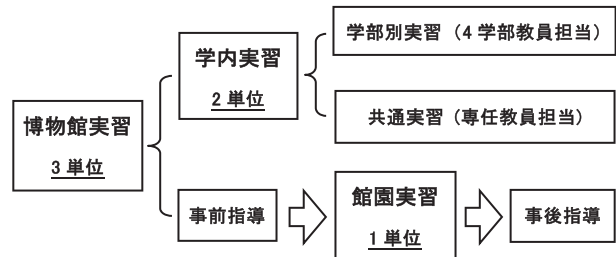


図1 本学の博物館実習の概要

本ワーキンググループは、特に学内実習の対応案について議論がなされ、図2に示す体制で提案され資格教育委員会です承された。学部別実習は、「人文社会科学部と教育学部」の実習生、「理工学部と農林海洋科学部」の実習生を2つのグループに分け指導にあたることとした。

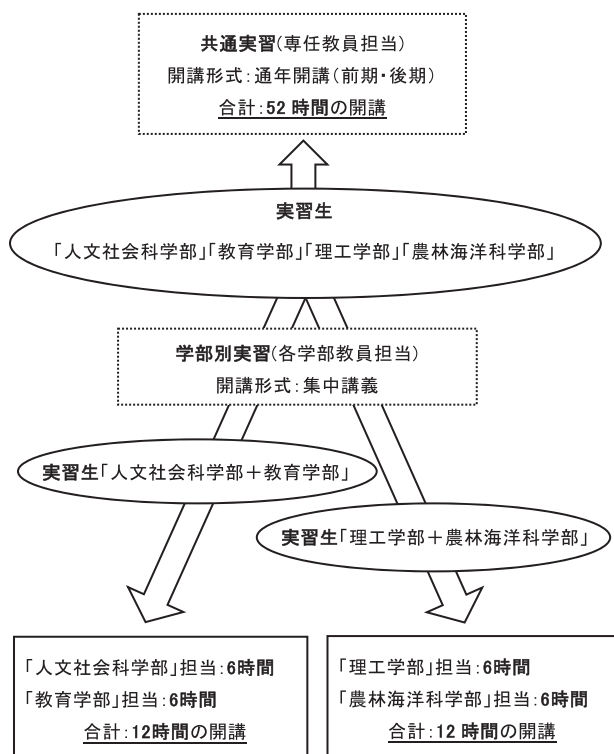


図2 学内実習体制 (合計 64 時間の開講として)

学内実習の内容を検討するにあたっては下記の事項を考慮した。

1. 学芸員としてゼネラリストである資質と能力を養う
2. 資料の保存・調査における用務に、科学的思考を持って対応できる能力を養う
3. コミュニケーション能力・学習支援教育に関する能力を養う

以上の各事項を教育目標として、平成 21 年博物館法施行規則の改正で質的改善が強く求められている博物館実習について指導内容を見直した。

次に、本学の資格取得者数の推移と傾向をみる。

3. 学芸員資格取得者数の推移と傾向

学芸員養成課程の専任教員が着任した 2011 年度から 2022 年度までの資格取得者数の推移を履修生の所属学部別に示す(表 2)。この結果から履修生の資格取得に対

する意識変化を考察した。

表 2 2011 年から 2022 年における学芸員資格取得者数の推移

年度	人文社会科学部	教育学部	理工学部	農林海洋科学部	合計
2011	18(1)	8	30(1)	9(1)	65(3)
2012	10	9	19	15	53
2013	12	2	29	13	56
2014	14	8	15	1	38
2015	18	8	11(2)	16	53(2)
2016	25	12	14	18	69
2017	13	11	10(1)	12	46(1)
2018	10	0	12(2)	23(1)	45(3)
2019	12	0	9(4)	17	38(4)
2020	8(1)	2(2)	15(1)	25(1)	50(5)
2021	10	1(1)	9(1)	20	40(2)
2022	12	0	12(1)	31	55(1)
合計	162(2)	61(3)	185(13)	200(3)	608(21)

※()内は科目等履修生で内数

人文社会科学部と教育学部を「人文系学部」分野、理工学部と農林海洋科学部を「自然科学系学部」分野として分野別の取得者数を比較すると、人文系学部は計 223 名、自然科学系学部は計 385 名であった。本学の取得者は、2011 年度から 2022 年度では自然科学系学部の取得者が人文系学部よりも約 1.7 倍多い。

はじめに、2018 年以降の取得者数が 0~2 人となった教育学部について説明する。これは教育学部生涯教育課程の廃止が原因である。生涯教育課程にはスポーツ科学コース、芸術文化コース、生活環境コースの 3 のコースが開設されており、芸術文化コースには美術を専門とする学生が在籍していた。よって美術系学芸員を目指す学生が多く、かつ同コースには学芸員資格取得に関わる授業単位が卒業単位に認定される制度があったため、それを活用しながら資格取得を目指す学生もいた。しかしながら、同コースを含む生涯教育課程は 2015 年 4 月より募集が停止され、2018 年 3 月の全学生卒業(留年生を除く)をもって廃止となった。以上から、2015 年に入学した学生は 0 人となり、その 4 年後の 2018 年より教育学部生の取得者数が激減した。

人文社会科学部は、学芸員資格取得数のみならず教員免許取得者数も緩やかな減少傾向であり、近年資格取得を希望する学生自体の総数が減少している。

また、理工学部では 2015 年から取得者数が減少している。2012 年度入学生以降の資格取得希望生の減少を表

すものだが、これは 2012 年より開始された新カリキュラムの科目数および単位数の増加が影響していると思われる。同学部は、教育学部に続いて最も教員免許取得者数が多い。卒業単位に含まれない科目単位も履修しながら理科教諭を目指すものが大半である同学部生にとって、取得科目数が増加した新カリキュラムの開始は、学芸員資格の取得意欲を低下させたと考えられる。

続いて、教育学部の改組の影響があった 2018 年以降と以前の取得者数に注目すると、人文系学部と自然科学系学部の取得者数に興味深い傾向がみられた。

2017 年以前（7 年間）の取得者数は、人文系学部の総数は 168 人なのに対して、自然科学系学部の総数は 212 人である。約 1.3 倍自然科学系学部の割合が多い（表 3）。

表 3 2011 年から 2017 年における学芸員資格取得者数の推移

年度	人文社会 科学部	教育学部	理工学部	農林海洋 科学部
2011	18(1)	8	30(1)	9(1)
2012	10	9	19	15
2013	12	2	29	13
2014	14	8	15	1
2015	18	8	11(2)	16
2016	25	12	14	18
2017	13	11	10(1)	12
合計	110(1)	58	128(4)	84(1)
分野別合計	168(1)		212(5)	

※（ ）内は科目等履修生で内数

一方、2018 年以降（5 年間）の取得者数は、教育学部の取得者数の激減が影響しているが、人文系学部の総数は 55 人なのに対して、自然科学系学部の総数は 173 人である。理工学部の取得者数の減少にも関わらず、約 3.1 倍自然科学系学部の割合が多くなった（表 4）。

表 4 2017 年から 2022 年における学芸員資格取得者数の推移

年度	人文社会 科学部	教育学部	理工学部	農林海洋 科学部
2018	10	0	12(2)	23(1)
2019	12	0	9(4)	17
2020	8(1)	2(2)	15(1)	25(1)
2021	10	1(1)	9(1)	20
2022	12	0	12(1)	31
合計	52(1)	3(3)	57(9)	116(2)
分野別合計	55(4)		173(11)	

※（ ）内は科目等履修生で内数

この要因は、2015 年頃から農林海洋科学部の履修生の就職意識に変化が見られたことに関係していた。事後指導で実施するアンケートからは、近年動物園や水族館に関する話題が豊富であったことで、自然科学系博物館への興味や就職希望が湧いたとする回答が多数見られた。

特に挙げられるのが水族館の「イルカ問題」である。詳細は省くが、この問題によって日本の水族館がイルカのショーに代表されるレクリエーション施設にとどまるのか、種の保存や調査研究、環境教育等の重要課題に力を入れる施設に変わるのかという根本的な問いに直面することとなった。この時期から生き物を扱う博物館施設への社会的関心が高くなり、自ずと関係する話題がマスメディアや SNS で取り上げられるようになった。

本学が所在する地域の話題としては、2018 年 4 月に開館した「むろと廃校水族館」は、2000 年代初頭から室戸で行われていたウミガメの学術調査の成果を発表する場として「廃校」を活用するという画期的な発想が全国的に注目された。2020 年には香川県に「四国水族館」が新たに開館したほか、1975 年開館の足摺水族館が「SATOUMI」として大幅リニューアルされたことも記憶に新しい。また、学生が日常的に利用している SNS 上において桂浜水族館が存在感を示していることも 1 つである。

新館の誕生やリニューアルは必然的に飼育員や学芸員の採用数増加を示唆し、個性的な広報活動は飼育員という業種に対する興味関心を高めた。このような動きは全国の施設でも同様に展開されており、農林海洋科学部の履修生の就職意識の向上に影響を与え、資格取得を促していることが分かった。

以上から、新カリキュラムにおける取得科目数・単位数の増加や本学の改組、新たな各博物館施設の活動の影響を受けた学生らの意識変化が考察された。

次に、新カリキュラムで最も重点を置かれた博物館学内実習の取り組みを記す。

4. 博物館学内実習

博物館実習のガイドラインによると、学内実習は「博物館における館園実習の事前・事後指導と他の科目の補足を兼ねて、学内の施設等において資料の取り扱いや収集、保管、展示、整理、分類等の方法、調査研究の手法等について学ぶこと」を目的としているが、留意事項として「学芸員の仕事は対人関係が多く、信頼性やコミュニケーション能力が求められることから、学生に対して知識・技術の習得のみならず、優れた識見と人格を有す

る全人的な向上に努める必要があることを指導すること」としている。しかしこの指導方法に関しての定義はないため、本学では各専門分野の教員の指導を広く受けれるように、「学部別実習」と「共通実習」で構成する実習形式とした。

4-1. 学部別実習に関して

先述のとおり、本学の学内実習は博物館実習ガイドラインの内容を踏まえて、学芸員としてゼネラリストである資質と能力を養い、コミュニケーション能力・学習支援教育に関する能力を養うことを目標とした実習である。よって学部別実習の内容は、各学部教員の専門性を鑑みて毎年度検討されている。例として令和5年度の各学部の実習概要を記す(原文ママ)。

人文社会科学部

埋蔵文化財の保護と活用について学ぶ。遺跡を記録する方法として、発掘調査報告書の構成と作成方法について講義する。一部の技術については体験し学習する。大学の近隣遺跡である朝倉城山遺跡、朝倉古墳、朝倉城跡について、既報告内容を説明した上で現地を訪れる。

教育学部

① ウェルビーイングに貢献するミュージアム体験

ミュージアムのユニバーサル化が目指されることでハード面の整備が進んでいるが、ソフト面については課題が残されている。本実習では、おもちゃ(けん玉など)を活用して、ウェルビーイングにつながるミュージアム体験について実践的に学ぶ。そして、ソフト面を充実させる知識や理論についての理解を深め、相互作用という観点からミュージアム体験を考える。

② 美術作品の展示体験および教育普及活動の考察

実習では、美術作品を展示するときに重要な事柄を、実践を通して学ぶ。学内の展示スペースの利用に関してグループで検討する。学芸員の職務で、展示と並び大切な「教育普及」をどのように行うか、展示した作品をもとにグループで話しあい、アイデアをまとめる。実習を通して、美術作品を展示するときのさまざまな配慮や、社会に向けて作品をどう発信するのか考察する。

③ 美術作品を介した人と人、人と作品とのコミュニケーション

実際の博物館において生起する様々な文脈を想定し、美術作品を介した人と人あるいは人と作品など各文脈で必要となるコミュニケーション技術を体系的に理解

すると共に、コミュニケーション技術の留意点を考える。子どもの思考能力及び対話能力の向上を目的に実践される対話によって、美術作品の鑑賞法である対話型鑑賞についてグループによる模擬実践を行う。

理工学部

理工学部では、学部別実習の開講時間を6時間から8時間へと拡充して実施している。

① 地球科学分野の実習

佐川駅周辺地域ならびに佐川地質館において、地形図の読図実習、地層観察実習、ならびに博物館見学実習を行う。

② 生物学分野の実習

動物(主として魚類)および植物・菌類について、標本の作成と管理、標本を保管する意義等に関する講義と実習を行う。

農林海洋科学部

「物部キャンパスに生育する植物」をテーマに実習を行う。物部キャンパス内を散策し、そこに生育する植物を採集して種の同定作業を行う。多様な植物を同定・認識する作業を通して、博物学に関する基礎的な知識を習得する。

4-2. 共通実習に関して

博物館施設の最も重要な基本機能は、資料の安全な保存管理である。先述した新カリキュラムにおける「汎用性のある基礎的な知識」とは、人文系、自然史系の全ての博物館施設に共通する資料の保存管理に関する事項である。

資料の安全な保存管理の考え方やその手法の基礎となるのは、文化財資料の調査や保存管理に自然科学手法を応用する「保存科学」研究である。保存科学は日本発祥の研究分野であり、文化庁所管の東京国立文化財研究所に保存科学部が設置された1952年から始まった。東京国立文化財研究所は、平成13年に独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所となり、今日まで無形文化財を含む文化遺産全般の調査研究、保存科学、修復技術に関する調査研究、文化遺産に関する国際協力を総合的に進めている機関である。現在の保存科学研究において世界の先駆的な存在であるが、保存科学における教育普及にも注力している。

昭和59年(1984年)から、「博物館・美術館等保存担当学芸員研修」が始まり、国公立博物館、美術館、資料館、文学館等に勤務する職員で、資料保存を担当してい

る者、または教育委員会等に勤務する常勤職員で、社寺等の資料の保存を担当している者」を対象として、2 週間の研修が実施されている。

本研修がスタートした際に掲げられた趣旨は、「近年、博物館・美術館の数が増加すると共にその施設が近代化し、燻蒸室、保存・修理などの保存に関する設備が整備されて保存部門を担当する職員が配置されつつある。しかし、これらの職員が保存科学の知識や技術を修得しようとしても適当な学習の場がないのが現状である。そのために博物館、美術館などの学芸員の保存担当者を対象に、文化財資料の科学的保存に関する基本的な知識及び技術について研修を行い、その資質の向上を持って文化財の保護に資することを目的とする」であった。それから約 40 年間、自然科学的見地に依拠した保存科学を学ぶ場として継続している研修の在り方は変わっていない。

保存科学は共通実習を担当している筆者の専門分野である。以前この博物館・美術館等保存担当学芸員研修の運営に関わり、研修者らが資料保存に関する高い実践力を習得する過程を垣間見てきた経緯がある。よって本学の共通実習は東京文化財研究所の研修内容を参考に検討した。

こうした内容の実習には基礎的な科学知識が必須となるが、人文社会科学部、教育学部の実習生の多くは理科系の実習を履修するのは中等教育以来であるため、博物館資料保存論を履修しているにも関わらず要領がつかめない者が多くみられた。よって実習内容の理解を促すため、改めて自然環境に関わる基礎的な科学知識を項目ごとに復習して実習に取り組んでいる。

4-3. 共通実習の内容

先述のとおり、共通実習は資料の保存管理に関する知識と技術を学ぶことを目的としている。実習は実習生を 4 人程のグループに分けて実施している。

内容は、人文系・自然科学系の専攻分野の異なる学生が共同する配慮から基礎的な保存環境調査の事項に重点をおいている。

保存環境調査の正しい結果を得るには、各手法の原理や目的に応じた機種選定・測定箇所・正しい評価方法を知る必要があり、実習を通じて正しい測定方法や評価方法の実際を学び実践できることを目標としている。

調査場所は、実習生の自宅、所属研究室や実験室、附属図書館とし、調査対象は、温度・湿度・光・生物を中心にしている。本来であれば、現在の博物館施設が最も懸念する空気環境も調査対象とすべきだが、発生原因と

その検証が複雑かつ高度になるため行っていない。調査場所は博物館施設ではないが、身近な場所の事象を対象することによって、博物館施設の環境は自身の生活環境と同一線上にあることが体感でき、より理解度が深まることになる。

環境調査実習を行う意義は、テーマと目的の設定、調査方法、データの取得から解析、評価から考察に至るまでの流れを実践的に経験することによって、資料保存を自然科学的行為として捉えるとともに、資料保存上のリスクやその要因、必要な改善点を見出す重要性を理解することである。環境調査の結果報告では、各グループがパワーポイントを使って 20 分程度で発表を行った後、質疑応答を行う。質疑応答は時間の制限を設けず、発表グループと質疑者が十分に議論する機会を設けている。

博物館実習のまとめである事後指導では、共通実習の内容と館園実習で得た経験が関連深く結びつき、実践の本質が理解できたと述べる学生は多い。

5. 今後の学芸員教育について

本学の資格取得者数のうち、自然科学系学部の履修生が大きな割合を占めている現状は 3 章で述べた通りである。しかし、学芸員養成課程を開講する他大学においては、資格取得希望者は人文系を専門とする学生らが主体になる。これは、全国の人文系博物館施設数が抜きん出て多いことが大きな理由の一つである。

令和 3 年度の種別博物館数(文部科学省社会教育調査中間報告)から、人文系博物館施設を「歴史」「美術」の 2 分野、自然科学系博物館施設を「科学」「植物園」「動物園」「水族館」「動植物園」と 5 分野に分け総数を比較すると、人文系博物館施設は計 4398 館、自然科学系博物館施設は計 754 館である。

総合大学である本学において、自然科学系学部の履修生が大きな割合を占める傾向は全国的に見ても特異であるため、現行のカリキュラムに付加する自然科学系学部の履修生の要望に応えた新たな教育内容を検討することで、本学の学芸員養成課程の特色を打ち出せる可能性がある。一方、今後の課題としては、共通実習では非常に基礎的な科学知識を扱う内容であっても、自ずと自然科学系学部の多くの実習生が主導的になり、人文系学部の実習生らが受動的な態度で実習に取り組んでしまうことである。本学の特異性がもたらす状況であるが、実習の学習内容を変えることはせずに、人文系学部の実習生がより積極的に共同できる実習の「方法」を検討しなければならない。

参考文献

1. 文化庁企画調整課博物館振興室学芸員養成課程開講
大学一覧
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/about/daigaku/
(最終閲覧 2023 年 11 月 11 日)
2. 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
『博物館に関する基礎資料』2010.
3. 文化庁博物館総合サイト
<https://museum.bunka.go.jp/>
(最終閲覧 2023 年 11 月 11 日)
4. 文部科学省『博物館実習ガイドライン』2009.
5. これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議
『学芸員養成の充実方策について』2009.
6. 公益財団法人日本博物館協会『博物館研究 特集「保存業務と学芸員」』vol. 52 No. 10 (No. 592) 2017.
7. 株式会社丹青研究所『平成 20 年度文部科学省委託事業 大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査』2009.